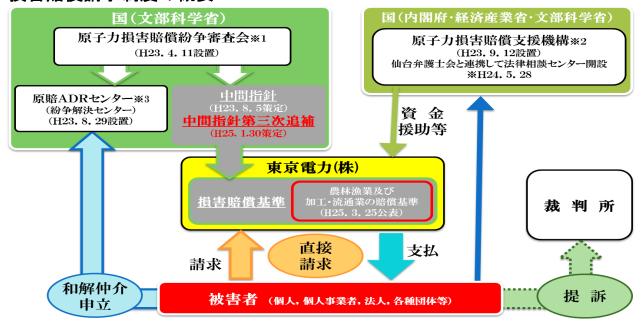
東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償の仕組みについて

平 成 2 6 年 7 月 宮城県環境生活部原子力安全対策課

1. 損害賠償請求制度の概要



※1 原子力損害賠償紛争審査会

原発事故に伴う損害賠償を円滑に進めるために文部科学省に設置され、学識経験者により構成。損害に関する調査・評価、当事者による自主的解決のための指針の策定、和解の仲介などを行う。

※2 原子力損害賠償支援機構

原子力事業者が損害賠償を実施するための資金援助を行うほか,損害賠償の円滑な実施を支援するため,被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行っている。

※3 原賠ADRセンター (紛争解決センター)

原発事故により被害を被った人々が円滑、迅速、公正に紛争を解決することを目的として設置された公的機関。 原子力損害賠償紛争審査会の下部組織で、法律の専門家によって構成され、中立・公正な立場の仲介委員(弁護 士等)が和解案の提示や仲介を行う。

2. 相談窓口等

▶東京電力(株)の相談窓口

○福島原子力補償相談室(コールセンター)

午前9時~午後9時(年中無休) 電話での相談対応 0120-926-404

○東北補償相談センター 窓口での相談対応

午前9時~午後5時(平日)

〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル 1階

➤和解仲介申立

○原賠ADRセンター(**原子力損害賠償紛争解決センター)※ホームページあり**

<u>午前10時~午後5時(平日)</u> 問い合わせ先 <u>0120-377-155</u>

[第一東京事務所] 和解仲介手続申立書の郵送先

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-5-13 第8東洋海事ビル9階

[第二東京事務所]

〒105-0004 東京都港区新橋 1-9-6 COI 新橋ビル3階

[福島事務所]

〒963-8811 福島県郡山市方八町 1-2-10 郡中東口ビル 2階 ほか 4支所(福島県内)

➤その他の相談窓口等

○原子力損害賠償支援機構・仙台弁護士会 仙台弁護士会法律相談センター

午前10時~午後3時(平日) 予約電話番号 022-223-2383

○宮城県環境生活部原子力安全対策課 事故被害対策調整班

<u>午前8時30分~午後5時15分(平日)</u> 損害賠償請求に関する相談 <u>022-211-2340</u>

3. 損害賠償請求における方法の比較

東京電力株式会社に対する損害賠償請求の方法には、①東京電力(株)に対する直接請求、②原賠ADRセンターへの和解仲介申立、③裁判所への提訴の3つの方法が考えられます。

	直接請求 (東京電力が定める基準の範囲内)	和解仲介申立 (原賠 ADR センター)	裁判所への提訴
手続きの 概 要	○東京電力の定めた基準と請求書により東京電力に直接請求する。○東京電力は基準に基づき支払う。		○裁判所に訴えを提起して裁判を行う。○裁判官が原告と被告双方に証拠書類等の提出を求め,賠償額を判決で示す。
手続きの 方 法	○東京電力コールセンターに電話をして請求書を取り寄せ, 必要事項を記入して裏付資料 とともに郵送する。	をして申立書を取り寄せ,必	○訴状を作成し,証拠書類とと もに裁判所に提出する。
提出先 及び 相談窓口	○福島原子力補償相談室:東京都(提出)○東北補償相談センター:仙台市(相談等)	○原賠ADRセンター事務 所:東京都(提出,相談等), 福島県(相談,聴取等)	○裁判所及び各支部:仙台市, 大河原町,大崎市,石巻市, 登米市,気仙沼市,栗原市
弁護士等 の必要性	○一般的に弁護士などの専門家 の助力は必要ない。	○弁護士などの専門家の助力 が必要となる場合もある。	○一般的に弁護士などの専門 家の助力が必要である。
請求にかかる 費用	○請求自体に費用はかからな い。	○申立自体に費用はかからない。○弁護士を依頼した場合は,着手金と成功報酬等が必要。	○請求額に応じて印紙代が必要。○弁護士を依頼した場合は,着手金と成功報酬等が必要。
請求者の 書類作成等の 負担	○東京電力が定める書式に従う ため、請求者の負担は小さい。	○請求の裏付資料を独自に用 意する必要があるため多少 の負担はある。弁護士を依頼 した場合は,負担は軽減され る。	○訴状の作成や厳格な証拠書 類等が求められるため,負担 は大きいが,弁護士の助力に より,負担は軽減される。
解決までに 要する時間	○東京電力が定める基準に即した請求となるため、早期に支払が受けられる。	○申立から和解案の提示まで 4~5ヶ月が目標とされて いるが,案件によっては和解 案の提示まで半年以上かか ることもある。	○一般的に解決まで数ヶ月から1年以上の時間がかかることが予想される(案件により相当の差がある)。
賠償金額 及び 対象期間	○東京電力が定める基準で算定 された金額,対象期間となる。	○仲介委員が,総括基準を参照 し,被害者の個別事情に応じ て金額や対象期間を算定す る。○東京電力への直接請求によ り提示のあった額よりも低 い和解案は出ない。	○裁判官が証拠に基づき相当 と考える金額や対象期間を 算定する。